

暴 迫 ぐ ん ま

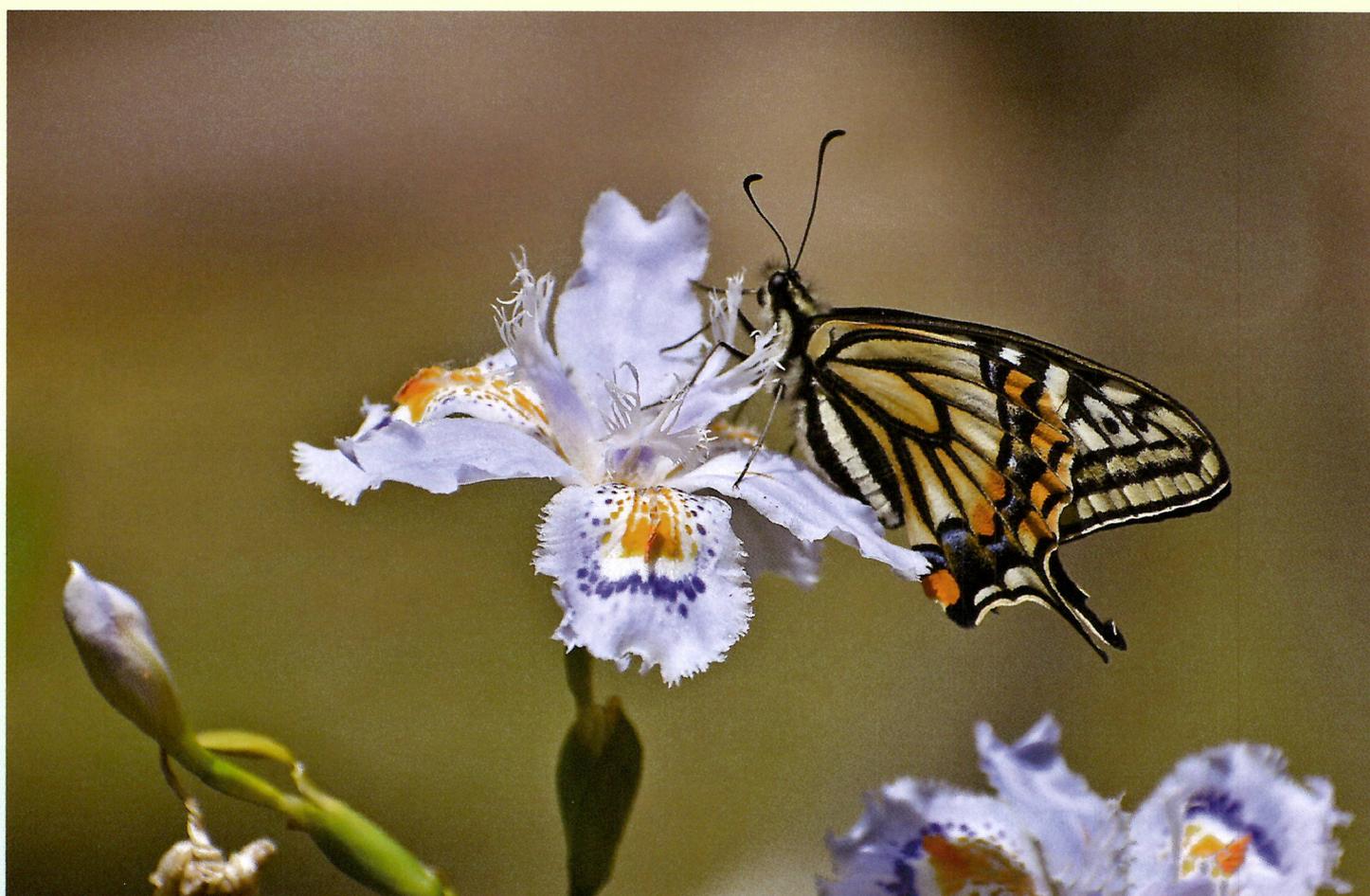


全国統一標語

地域が目 暴力団から 守る盾

夏号

2023



撮影：暴迫センター OB
(シャガとアゲハチョウ)

社 会 VS 暴力団

暴力団 排除

発行 公益財団法人 群馬県暴力追放運動推進センター

〒371-0836 群馬県前橋市江田町448-11 県警江田町庁舎内

TEL：027-254-0808 相談・Fax：027-254-1100

就任のご挨拶



群馬弁護士会民事介入暴力被害者救済センター運営委員会
委員長

弁護士 ムラ カミ ヒロ キ
村上 大樹
(村上大樹法律事務所)

群馬弁護士会民事介入暴力被害者救済センター運営委員会（通称「民暴委員会」）の委員長を務めております、弁護士の村上です。

皆様におかれましては、日頃より暴力団排除活動にご尽力頂いていることにつきまして心より敬意を表しますとともに、民暴委員会の活動にひとかたならぬお力添えを賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。

さて、群馬弁護士会民暴委員会では、民暴事件の被害者の救済を中心に、暴排活動の推進に向けた諸活動を行うとともに、それらの活動に向けた情報収集や研究を行っております。また、令和6年11月8日に民事介入暴力対策群馬大会が開催されますが、当委員会としても、委員一丸となって鋭意準備を進めております。

法律の整備や暴力団排除に取り組む皆様方のご尽力により、暴力団構成員の数は年々減少しておりますが、他方で、暴力団の活動が潜在化・不透明化し、また、暴力団ないし準暴力団（半グレ）の関与が疑われる凶悪事件が多発するなど、今なお市民生活が脅かされている状況です。当委員会と致しましては、今後も（公財）群馬県暴力追放運動推進センターをはじめ関係各位と連携して、被害の救済と暴力団排除活動の更なる推進に全力で取り組む所存でございます。

皆様におかれましては、暴力団追放活動への一層のご協力をお願い申し上げます。

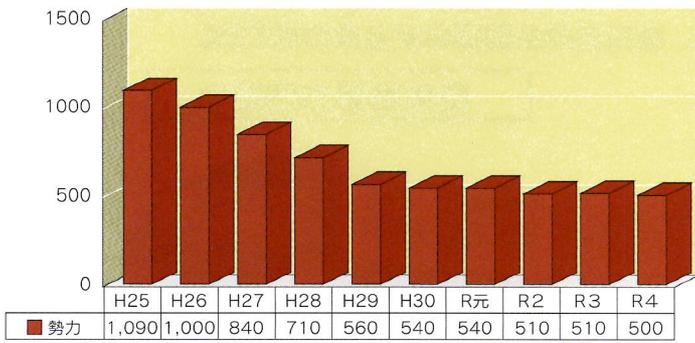


県内の暴力団勢力 (令和4年末現在)

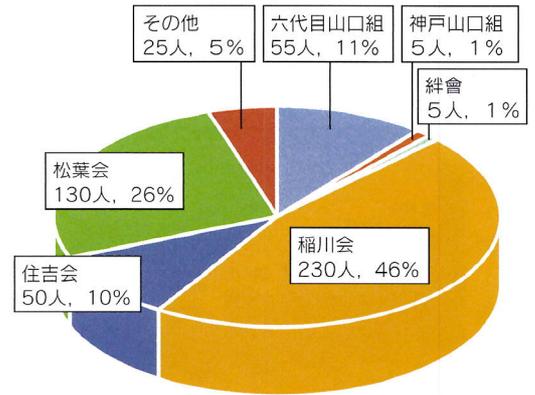
○令和4年末現在、約500人(前年比-10人)

○県内の主要勢力(六代目山口組、神戸山口組、絆會、稲川会、松葉会、住吉会)が全体の約95%

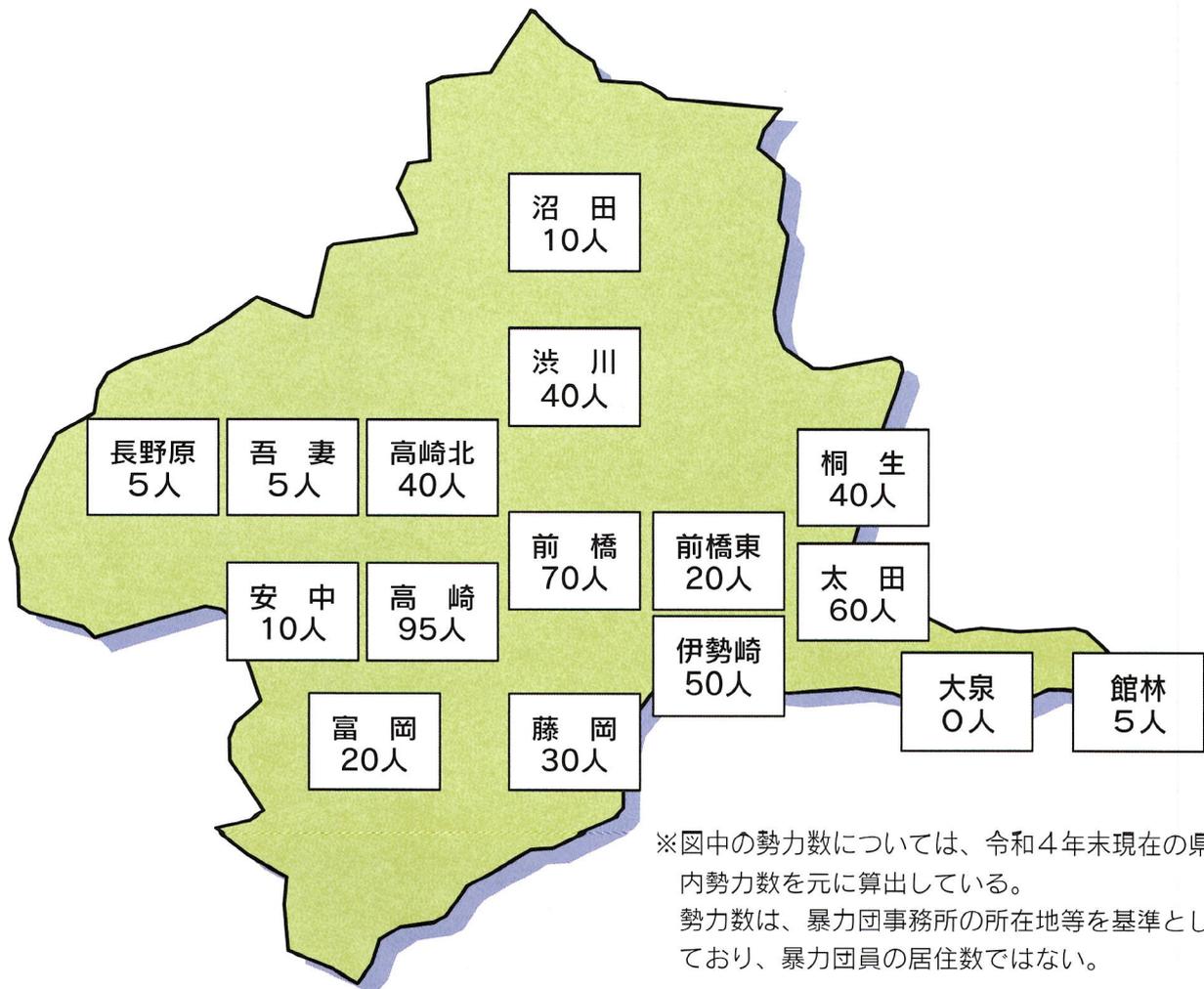
暴力団勢力の推移



団体別暴力団勢力



各警察署別暴力団勢力数



全国の暴力団勢力 (令和4年末現在)

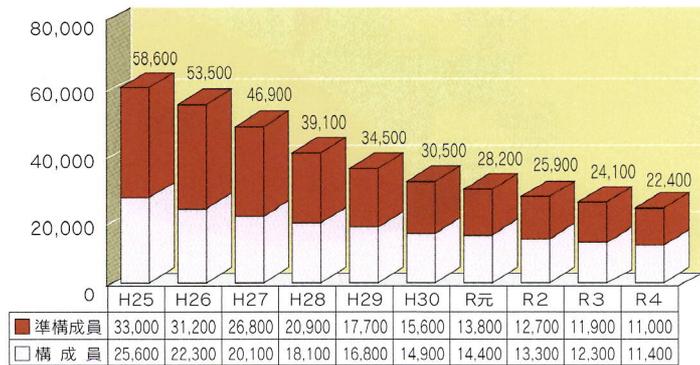
○「暴力団勢力」＝「暴力団構成員」＋「準構成員」

※「準構成員」とは、構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、組織の威力を背景として暴力的不法行為を行い、あるいは暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持・運営に協力または関与する者をいいます。

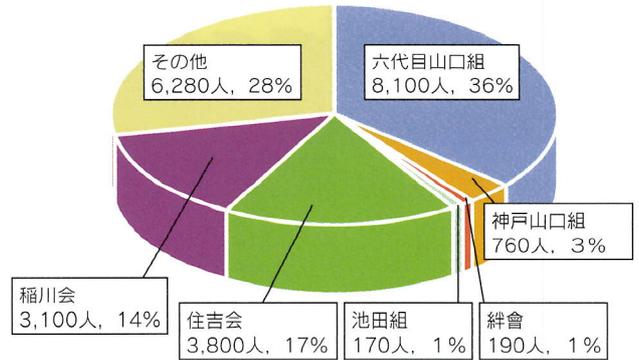
○令和4年末現在、約22,400人(前年比－1,700人)と、統計が残る昭和33年以降、最少人数を更新しました。

○六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会、稲川会の主要団体が全体の約72%

暴力団勢力の推移



団体別暴力団勢力



暴力団構成員等の数は概数であり、グラフの合算値と合計値は必ずしも一致しない。

指定暴力団一覧表 (25団体)

No	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田建市	1都1道2府40県	約3,800人
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道15県	約1,900人
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	小川 修	1都1道1府14県	約2,400人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区宇佐町1-8-8	野村 悟	4県	約230人
5	旭琉會	沖縄県中頭郡北中城村字島袋1362	永山克博	1県	約230人
6	七代目会津小鉄会	京都府京都市左京区一乗寺塚本町21-4	金 元	1道1府	約40人
7	六代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	荒瀬 進	1県	約120人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	2県	約40人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-24	平岡喜榮	1県	約50人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡 豊	2県	約60人
11	道仁会	福岡県久留米市京町247-6	小林哲治	4県	約370人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良博文	1県	約40人
13	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	椎塚 宣	2県	約100人
14	三代目依道会	広島県尾道市山波町3025-1	池澤 望	5県	約70人
15	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	1県	約70人
16	十代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	李 正秀	1府	約20人
17	極東会	東京都新宿区歌舞伎町2-18-12	高橋 仁	1都12県	約350人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本博司	1府	約80人
19	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	伊藤義克	1都7県	約330人
20	四代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 國泰	2県	約70人
21	浪川会	福岡県大牟田市八江町38-1	朴 政浩	1都5県	約170人
22	神戸山口組	兵庫県神戸市中央区二宮町3-10-7	井上邦雄	1都1道2府12県	約330人
23	絆會	兵庫県尼崎市戸ノ内町3-32-6	金 禎紀	1都1道1府9県	約70人
24	関東関根組	茨城県土浦市桜町4-10-13	大塚逸男	1都1道3県	約100人
25	池田組	岡山県岡山市北区田町2-12-2	金 孝志	1道3県	約70人

注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和4年末現在のものを示しています。

ただし、五代目工藤會の勢力範囲については、令和5年2月28日現在のものを示しています。

注2：令和4年末における全暴力団構成員数(約11,400人)に占める指定暴力団構成員数(約11,000人)の比率は96.5%となっています。

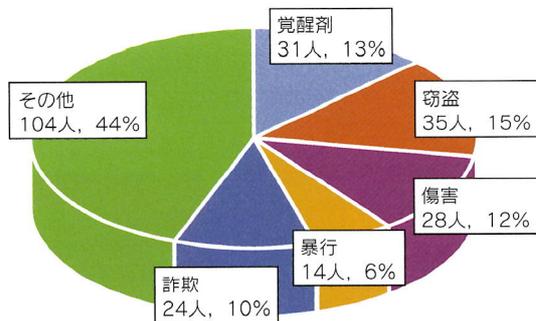
暴力団勢力の検挙状況

最近の暴力団は、覚醒剤の密売、恐喝、賭博、ノミ行為といった伝統的な資金獲得活動に加え、景気の動向に敏感に反応し、公的融資制度等を悪用した詐欺事件や特殊詐欺等を敢行するなど、その時々々の社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っています。

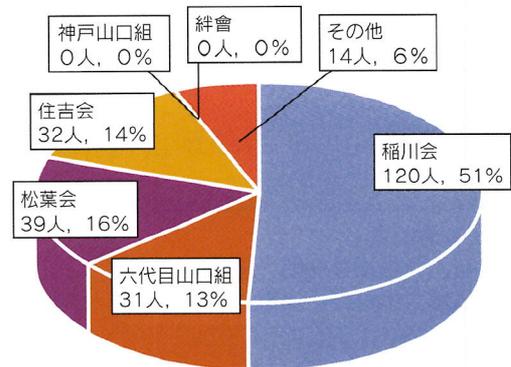
暴力団勢力の検挙人員の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
全国	22,861	22,495	21,643	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189	11,735	9,903
群馬県	447	444	427	438	400	364	350	351	293	236

群馬県の罪種別検挙人員（令和4年）



群馬県の組織別検挙人員（令和4年）



中止命令・再発防止命令の発出状況の推移

公安委員会は、暴対法に基づき、指定暴力団員による暴力的要求行為（暴対法9条で禁止されている27の行為）等に対し、中止命令や再発防止命令を発することが出来ます。

過去10年間の発出状況については、次表のとおりです。

中止命令・再発防止命令の発出状況（過去10年間）

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
全国	中止命令	1,747	1,687	1,368	1,337	1,369	1,267	1,112	1,134	866	877
	再発防止命令等	78	52	54	41	48	67	61	72	51	32
群馬県	中止命令	16	9	16	18	15	12	17	18	15	9
	再発防止命令等	3	1		5	2	3	3	4	1	1

再発防止命令等は再発防止命令、禁止命令、防止命令、事務所使用制限命令等の発出件数を外数として計上

○ 中止命令とは？

指定暴力団員によって、用心棒料等を要求する行為などの禁止行為が現に行われ、その相手方の生活の平穏が害されたり、困惑している場合、これを中止させようとするものです。

○ 再発防止命令とは？

一定の禁止行為が将来にわたって反復して行われる「おそれ」がある場合に、その再発を防止するため、1年を超えない範囲内の期間を定めて、予防上必要な事項を命令するものです。

※ 中止命令・再発防止命令は行政命令ですが、これに違反した場合、懲役若しくは罰金又はこれらが併科されます。

群馬県暴力団排除条例の一部改正（令和5年4月1日施行）

I 改正の趣旨

群馬県暴力団排除条例は、暴力団員による不当な行為を防止し、県民の安全で平穏な生活の確保を目的として、平成23年4月1日に施行、運用されています。

しかし、県内の主要な繁華街では、暴力団が組織実態を隠蔽しながら不法行為を行っている実態が認められます。

そこで、現在の暴力団を取り巻く情勢の変化に応じた規制強化の必要性を認め、より安全で安心な県民生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、現行条例の一部を改正しました。

II 主な改正点

青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止【新設】

違反

行政命令

行政命令に違反

6か月以下の懲役又は
50万円以下の罰金

暴力団事務所の開設等の禁止【禁止場所の拡大】

15条第1項
学校、児童福祉施設、図書館、
博物館、公民館、家庭裁判所等



都市公園法に規定する都市公園
を追加

これらの施設から200メートル以内に開設等禁止

1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

15条第2項
都市計画法に規定する用途地域
を禁止区域として追加

※ 住居地域（田園住居地域を除く）
商業地域及び工業地域（工業専
用地域を除く）

調査
立入り

行政命令

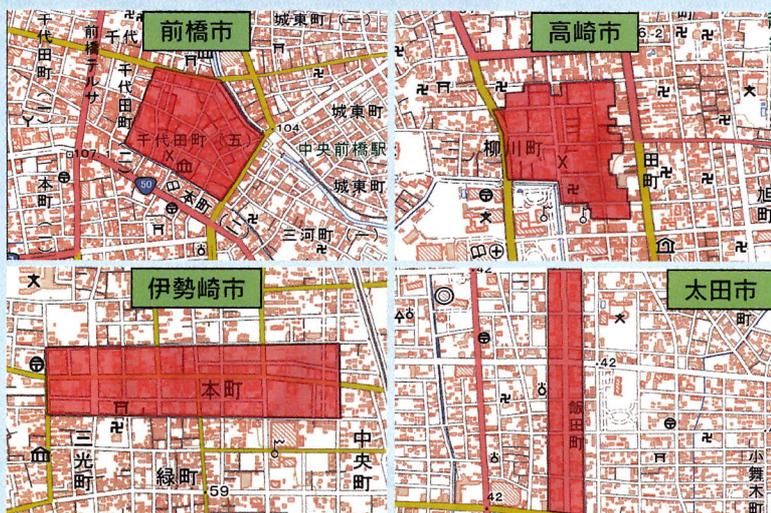
行政命令に違反

1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

調査・立入り拒否

20万円以下の罰金

暴力団排除特別強化地域【新設】～前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市の一部を特別強化地域に指定



前橋市（千代田町4丁目・5丁目）

高崎市（新紺屋町、中紺屋町、柳川町のうち主要
地方道あら町下室田線から東側の地域、寄合町）

伊勢崎市（本町）

太田市（飯田町の一部で、太田九合143号線と太
田市道2級32号線との交差点を起点として、同線
を東進し、太田九合146号線との交差点に至り、
同交差点から同線を南進し、一般県道323号鳥山
竜舞線との交差点に至り、同交差点から同線を西進
し、太田九合143号線との交差点に至り、同交差
点から同線を北進して起点に至る各線で囲む地域）

18条の5 特定営業者の禁止行為（利益を提供した者）

18条の6 暴力団員の禁止行為（利益を受けた者）

1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

特定営業者の自首減免

違反者に対する措置等

調査及び立入り（立入りを追加）

現行条例

- ・ 利益供与、利益の受供与
 - ・ 施設利用契約の禁止
 - ・ 暴力団事務所の用に供される不動産譲渡契約の禁止
- ※ 以下「違反行為」という。



改正条例（追加）

- ・ 用途地域の禁止地域における暴力団事務所開設等
- ・ 青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止
- ・ 自己又は他人の名義を利用させることの禁止
- ・ 他人の名義を利用することの禁止

勸告（対象行為の拡大）

現行条例

- ・ 現行条例の違反行為



改正条例（追加）

- ・ 自己又は他人の名義を利用させることの禁止
- ・ 他人の名義を利用することの禁止

事実の公表（対象行為の拡大）

現行条例

- ・ 現行条例の違反行為
 - ・ 事実の公表の要件
- 説明若しくは資料の提供を正当な理由なく拒んだ者又は勸告を受けた者が正当な理由なく勸告に従わなかったときにその旨を公表する



改正条例（追加）

- ・ 青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止
- ・ 自己又は他人の名義を利用させることの禁止
- ・ 他人の名義を利用することの禁止

命令（新設）

- ・ 用途地域の禁止地域における暴力団事務所開設等
- ・ 青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止



行政命令（中止命令・再発防止命令）
違反した場合は、懲役又は罰金

罰則

罰則（対象行為の拡大）

～直罰規定

- ・ 暴力団事務所開設等の禁止
- ・ 特別強化地域内における禁止行為
- ・ 用途地域内暴力団事務所開設等の調査・立入り拒否

～間接罰規定

- ・ 青少年を暴力団事務所立ち入らせることの禁止
- ・ 用途地域内暴力団事務所開設等

自首減免規定（新設）

～特別強化地域内における
特定営業者対象

両罰規定（新設）

～法人の代表者や従業員
等が行った場合、行為者
のほか法人・個人も処罰



詳しくはWEBで！

暴追センターからのお知らせ

1 不当要求防止責任者講習

- (1) 当センターのホームページから講習申込みをする際、**事前に「責任者講習の申込み方法PDF」を必ず一読**してから行ってください。
- (2) 受講日は、ご自身の都合に合わせて選択し、**「確定」をクリックし、受講日時、場所及び「登録番号」を葉書に転記して返信葉書を返送**してください。
- (3) **オンライン講習を選択**した方は、事前に**「オンライン講習の説明PDF」を必ず一読**してください。

2 地域安全運動及び暴力追放群馬県大会

本年10月13日（金）群馬会館ホールにおいて開催予定です。

新職員 の紹介



森下 稔 代表理事（専務理事）

この度、群馬県警察を定年退職し、当センター代表理事（専務理事）に就任しました。

暴力団のいない明るい社会作りに努めて参りますので、どうぞよろしくお願い致します。



植原 義行 暴力追放相談委員

群馬県警察を今年3月末に定年退職し、4月から当センターで勤務しておりますのでよろしくお願い致します。

社会復帰対策協議会受入企業を募集しています

群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会（以下「協議会」という。事務局：当センター）では、暴力団離脱者の社会復帰を図るため、就労支援活動を行っています。企業にとっては、元暴力団員を雇用することについて不安や懸念を持たれることと思いますが、警察や当センターをはじめ、協議会の関係機関・団体が連携し、就労を希望する離脱者に対して事前説明を行い、真摯な就労希望者であるかを厳格に確認した上、社会復帰に対する意識付けを徹底して行い、就労への一層の自覚を促しています。

群馬県では、「再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年12月23日閣議決定）」に基づき、暴力団員の社会復帰対策として、魅力ある協賛企業支援制度の確立等、暴力団離脱者のための安定した雇用の場の確保について、より一層積極的に取り組むこととし、県が発注する建設工事競争入札参加資格審査項目を改定し、

- 協議会の受入企業として登録
- 受入企業として3ヶ月以上の暴力団離脱者の雇用

について入札加点されることとなりました。

離脱者就労支援に協賛いただける企業にありましては、警察本部組織犯罪対策課（代表電話：027-243-0110）又は当センターにお問い合わせください。

賛助会員を募集しています

当センターでは、県民の暴力団追放に対する意識の高揚を図り、暴力のない安全で住みよい郷土づくりのため、県民総ぐるみの暴力団排除運動を推進しています。

当センターの目的に賛同し、事業の推進を支援して下さる暴力団排除活動に積極的な企業・団体・個人の方々に「賛助会員」として募集しています。

入会を希望される方は、当センターにお問い合わせください。

不当要求防止責任者講習「無料」

不当要求防止責任者講習は、暴力団員等からの不当な要求を受けたときの具体的対応要領をマスターする講習で、あなたの事業所を暴力団から守るためのものです。

是非積極的に受講してください。

- | | |
|------|---|
| 受講手続 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所ごとに責任者を選任（複数選任可） ○ 公安委員会宛の選任届を、事業所を管轄する警察署の刑事第二課（刑事課）へ提出
※警察庁 Web サイトからオンライン申請が可能となりました ○ 後日、当センターから講習開催の往復案内葉書を発送 ○ 葉書が到着したら、当センターのホームページから講習の申込みを行い、開催日・開催場所等を記載した返信用葉書を返送 ○ 指定会場又はオンラインで受講 |
| 講習種別 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 選任時講習～責任者に選任された時の講習 ○ 定期講習～選任時講習受講後、3年を経過したときに受ける講習 |
| 講習内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団情勢 ○暴力団対策法・暴力団排除条例の解説 ○ 暴力団等の不当要求に対する具体的対応要領 ○ DVDの視聴 ○資料の提供 ○受講修了書交付 |

※ 事業所単位で一括して責任者講習を受講希望の方は、当センターへ事前相談してください。

受講者に交付される公安委員会の修了書、ステッカー、教本



暴力団関係相談の受理

当センターでは、暴力団員や暴力団関係者から脅されたり、無理な要求を受けて困っている方に対して、相談窓口を開設しています。

事案によっては、専門の弁護士が無料で相談に応じます。

- **相談委員による常設相談窓口**
月～金（年末年始・祝日除く）
午前9時～午後5時（受付午後4時まで）、当センター相談室
- **弁護士、相談委員合同の無料相談窓口（事前予約が必要です）**
毎月第二木曜日（祝日の場合は、翌週の木曜日）、午後2時～午後4時、当センター相談室（5・8・11・2月は、下記参照）
- **民事介入暴力一日無料相談所の開設（事前予約が必要です）（弁護士、警察、当センター対応）**
5月（伊勢崎）、8月（高崎）、11月（太田）、2月（渋川）の第二木曜日（詳細は、開催前にホームページに掲載）

公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター
〒371-0836 前橋市江田町448-11

（群馬県警察本部江田町庁舎内）

TEL 027-254-1100

URL <https://www.boutsui-gunma.org>

E-mail boutui-gunma@keh.biglobe.ne.jp

